

空家は適正に管理しましょう

例年夏になると、空家に関する苦情が増加します。

適正に管理されていない空家が周囲に与える影響は、所有者が考えているよりも深刻なことが多いです。近隣の住民に迷惑をかけてしまう前に、適切な対応を心掛けましょう。

▼苦情の例

- ・空家に蜂の巣がたくさんできていて、娘が刺されそうになった。
- ・隣の空家の庭の草木が伸び放題で、その中にぜんそくの発作を引き起こす植物がたくさん生えている。医療費がかさむし、いつ発作が起きるか不安なまま毎日を過ごさなければならぬ。
- ・雑草が隣の空家から家の敷地内に侵入してくる。仕方なく除草剤を撒いて対処しているが、これまでの除草剤購入費用がかなりの額になっている。空家の所有者は払ってくれるのか。

空家を所有しているけれど、管理や売買など、どこに相談したらいいのかわからないなどのお悩みがありましたら、まずは町と空家に関する協定を締結している専門窓口にご相談してみましよう。

▼相談窓口

空き家総合相談窓口(公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会) 052・522・2567

空き家相談窓口(公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部)

052・243・9339

1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります(上限20万円)。

申請枠に限りがありますので、早めにご相談ください。

▼問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ

028・0944

「がんサポートほっとライン」のご案内

愛知県では、がんのピアサポーターによるがん患者さんとそのご家族を対象とした電話相談を行っています。「がんの不安や悩みを聞いてほしい」「地域の医療機関の情報を得たい」「がんの患者会に出たい」「同じがんの体験者と話したい」などありましたらぜひご利用ください。

▼ほっとライン

052・684・8686

▼開催日

毎週火・木曜日、土曜日(月2回)

▼開催時間

10時~12時(受付11時30分まで)
13時~16時(受付15時30分まで)

相談中は電話がつながりにくいことがあります。お待ちいただくかなくともいいように、事前の予約をお勧めします。

す。

▼予約・問合せ

NPO法人ミーンネット事務局(9時30分~17時火~土曜日)

052・252・7277

高齢者虐待を防ぎましょう

▼虐待とは

高齢者虐待は、次のように5つに区分されています。

- 身体的虐待 身体に外傷を生じさせたり、生じるおそれのある暴行を加えたりすること
- 心理的虐待 暴言や拒絶的な対応などにより心理的外傷を与えること
- 性的虐待 本人が同意していない性的な行為やその強要
- 経済的虐待 高齢者の財産の不当な処分や、高齢者から不当に財産上の利益を得ること
- 介護・世話の放棄・放任 必要な介護サービスの利用を妨げたり、世話をしなかったりすること

▼虐待を防ぐために

高齢者虐待の原因のひとつに、「介護者の心身の疲労」があります。介護は長期にわたるため、家庭内だけで頑張っても限界があります。ひとりで抱え込

まず、介護に悩んだらご相談ください。また、近所の人は、介護者や高齢者をやさしく見守り、声をかけるなどして、地域から孤立させないようにしましょう。

▼「虐待かも」と思ったら

まずは地域包括支援センターまたは、保険課介護グループまでご連絡ください。

高齢者虐待防止法により、虐待を発見した人は通報するよう努めなくてはならず(努力義務)、虐待を受けている人の生命や身体に重大な危険が生じている場合は通報しなければならぬ(義務)ことが定められています。通報者の秘密は守られます。

高齢者の虐待は、当事者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が介護者に遠慮していたりすることがあるため、外からは見えにくいものです。また、他者が口を出しにくいということもあります。そのため、周りからの小さな気づきと通報が、高齢者と介護者の両方にとっての助けになります。

▼問合せ

地域包括支援センターあおぞら 28・0932

